

添付法令資料 3 :

著作権で保護される書籍及び／又はその他の著作物の二次使用ライセンスに対する
ロイヤリティ管理に関する2024年6月12日付インドネシア共和国法務人権大臣規則
No. 15 (目次)
同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の運営許可
 - 第 1 節 運営許可の申請要件 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 申請の審査
 - 第 1 款 通則 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 2 款 形式審査 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 3 款 実体審査 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 3 節 運営許可の延長 (第 14 条)
 - 第 4 節 運営許可の取消し (第 15 条及び第 16 条)
- 第 3 章 書籍及び／又はその他の著作物のライセンス (第 17 条及び第 18 条)
- 第 4 章 創作の使用の制限及び例外 (第 19 条)
- 第 5 章 ロイヤリティの徴収、集金及び分配
 - 第 1 節 徴収 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 2 節 集金 (第 22 条)
 - 第 3 節 分配 (第 23 条ないし第 28 条)
 - 第 4 節 運営資金 (第 29 条)
 - 第 5 節 予備費 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 6 章 評価 (第 32 条)
- 第 7 章 金融監査 (第 33 条)
- 第 8 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の実績及び財務報告
 - 第 1 節 実績報告 (第 34 条及び第 35 条)
 - 第 2 節 財務報告 (第 36 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 37 条)
- 第 10 章 終則 (第 38 条及び第 39 条)